

付 属 資 料 2

対処方針

中国 地方都市振興計画調査
(予備調査-C/M-)

対処方針案

平成 10 年 5 月 28 日

国際協力事業団社会開発調査第一課

1. 団員構成および調査日程

別紙のとおり

2. 調査の目的

中国政府の要請に基づき、経済成長に伴い加速しつつある人口の大都市集中を未然に回避しつつ均衡のとれた国土開発を実現するため、遼寧省海城市の地域計画策定過程を通じて、中小規模地方都市の持続的な発展のための開発モデルを策定する。

今回は調査目的、対象地域・分野、調査項目、範囲、実施体制等を確認し、我が方の調査方針を先方と協議し、合意を得るために予備調査（C/M）を実施する。

→当初要請書では海城市における地域総合開発計画策定がTORであったが、我が方が開発調査を実施する以上、海城市だけではなく中国の中小規模都市に裨益するような協力が必要。このため海城市を事例としつつも、他の中小都市振興に資する開発モデルを策定する。

3. 調査の方針

共同研究による振興モデル策定（9都市を対象。主たるC/Pは建設部）、海城市を対象とするマスタープラン策定（主たるC/Pは海城市人民政府）の2本柱とし、調査過程で相互にフィードバックさせることとする。

- (1) 本調査の主たる目的を地方中小都市の中長期的な振興モデルの策定とし、9都市全てを対象に現状分析を実施する。主たるC/Pは建設部とし、各都市の現況調査については適当な現地コンサルタントに再委託しておく。
- (2) (1)で把握した現状分析に基づき、地方中小都市に共通する問題、課題に対処するために広く活用され得る複数の振興モデルを策定し、併せて民活等の事業実施手法等も検討する。地方振興モデルを策定するうえで、具体的ケースとして海城市を選定し、遼寧省、海城市当局とともに同市の開発計画を策定する。
- (3) 9都市を始めとする中小都市関係者を対象に、調査の要所で海城市等においてワークショップを開催し、計画策定手法を移転するとともに、それら関係者のアイデアを吸収することとする。

4. 協議機関およびM/M署名者

共同研究を実施するための主たるC/Pは建設部、中小都市マスタープラン策定の具体例として海城市もC/Pとする。
先方M/M署名者は科学技術部とする。

調査過程における技術移転、他中小都市に対する調査結果の活用が重要。このため建設部を主たるC/Pとして共同研究的体制とる。
一方開発モデル策定の事例として海城市を対象とするため、海城市人民委員会もC/Pとして調査に積極的に関与させる。

当初要請に対して我が方の調査方針は異なっており、関係機関も異なるところ、予備調査のM/Mは科学技術部と署名を行うこととする。

本調査に関する関係機関および我が方方針に対するスタンスとして以下の通り考えられる。

- 国家科学技術部（旧国家科学技術委員会：技術協力援助窓口）
→案件採択の経緯もあり、海城市の地域総合開発計画策定を望むものの、我が方の考え方にも理解を示す。
- 中国建設部（日本の建設省に相当）
→当初我が方の方針に賛成なるも、科技部への遠慮もあり、現時点では本調査に関して否定的。郷村都市化試験的実験県9都市全ての地域総合開発計画策定を望む可能性あり。
- 遼寧省（本案件の（形式上）実施機関）
→日本側の要請に応じる形で要請主体となっており、当事者意識は不明。遼寧省政府をC/Pとした場合、調査対象エリアの拡大要請もありうる。
- 海城市（本案件の（実質的）実施機関）
→本案件の要請主体。当初要請とおり、早期の調査実施、終了の意向と考えられる。

5. 本格調査における調査項目（案）

- (1) 現況調査と解析（農業、工業、社会基盤施設、経済、環境等）
全調査対象都市について行う。
- (2) 地域開発モデルの策定

中小都市に共通する課題・問題に対応した M/P を策定する。なお具体的な M/P 策定にあたっては海城市を対象とする

- (3) 優先プロジェクト選定に際してのクライテリア作成および事業手法の検討
前項で策定した M/P をもとに、各種プロジェクトの優先順位付けをおこなうためのクライテリアを示す。そのうえで事業実施手法（公共整備、民間資本による整備（PFI）、BOT 等）、事業実施体制を検討する。
→海城市を対象とした個別プロジェクトの F/S はおこなわない。

6. 予備調査(現地調査)内容

- (1) 要請背景・内容の確認（地方振興政策の動向、郷村都市化試験的実施県の現況と開発課題、関連計画等）
- (2) 現地踏査（遼寧省海城市の現況調査）
- (3) 調査方針の確認
- (4) 調査項目の検討（調査範囲、精度等）
- (5) 実施体制の確認
- (6) 資料収集
- (7) M/M 協議・署名

7. 予備調査での確認事項

- 海城市が対象となった理由
- 郷村都市化試験的実施県の国家計画上の位置づけ、選定基準、政令等根拠となる規定
- 9 都市の概要、各都市の選定理由、基本データ（産業構造、経済状況等）
- 建設部の郷村都市化試験的実施県に関する具体的所掌範囲（他省庁との関係において）
- 開発モデルを他中小都市に裨益させる具体的手法（例：都市計画マニュアルとして建設部が配布、都市計画法等で計画策定を担保する等）
- 本格調査で策定する開発モデルの具体的範囲（例：都市計画、土地利用計画のほか、電気通信、上下水道、公教育等のサブセクターをどこまで対象に具体的な整備計画を策定するか）
- 本格調査に際しての調査実施体制。特に共同研究として建設部が主体的に参画し、かつ人員配置、予算措置を行えるか。 等

8. 担当事項（主たる業務）

総括	調査全体のとりまとめ
協力政策	援助スキームの説明（特に遼寧省、海城市に対して）
調査企画	我が方調査方針の説明
地域計画	海城市および遼寧省の都市計画等上位計画の検討 海城市の地域開発上の問題、課題の把握
地域振興計画	地域振興に資するための協力範囲の検討

9. 報告書作成

報告書は日本語で作成する。ただしセミナー／ワークショップでは中国語で作成することとし、最終成果品としてセミナー／ワークショップの際に用いた資料をとりまとめることとする。

中国側から本調査の報告書を全て中国語でも作成するよう要望されると考えられる。しかし中国語訳のチェック体制が整っていないこと、翻訳に際し膨大な経費が生じることから原則日本語で作成する。

10. 現地調査用機材

調査用機材は本格調査を実施するコンサルタントが日本から持ち込み、または現地で借り上げることとし、機材調達はおこなわない。

要請書では「ランドクルーザー、コピー、電子計算機、レーザープリンター、ワープロが日本から提供されること」とあるが、過去の案件で車輛等を機材調達し中国に購送したものの、通関の際の免税手続きに非常に時間を要したため十分に活用されなかったことが数件発生している（中国の関税法が改正され、機材持ち込みの際の免税許可を得るためには、当該機材を無償で中国側に提供する旨文書に記載が必要となった、とのこと）。また中国の車輛事情は以前に比べて良好になっており、車輛のレンタルも十分に可能である（予備調査の際に特に海城市については確認する）。このため、要請書の機材をリースまたは現地借り上げとしても問題は発生しないものと考えられる。

11. 案件名称

案件名称は「地方都市振興計画調査」とし「海城市」という固有名称は用いない。先方から強く要望された場合はサブタイトルに用いる。

当初「海城市都市地域総合開発計画調査」として要請がなされたことから特に海城市、科学技術部から案件名称を当初通りとするよう強く要請されるものと考えられる。しかし本調査を一中小都市の地域総合開発計画の策定とするのではなく、広く中小都市に裨益させること、そのために建設部についても積極的に関与させるために上記のとおりとする。

12. ローカルコンサルタントの活用

ローカルコンサルタントの活用は再委託を通じておこなうこととし、JICA が直接契約を行うことはしない。

吉林省案件では先方から「中国側の設定したサブテーマに関しローカルコンサルタントによる独自の調査実施、および日本側の経費負担」を要請してきた。しかし本調査ワク内のスキームでは JICA が直接契約をおこなうことはできない。

13. 再委託の承認

ローカルコンサルタントの再委託については日本側が選定、承認をおこなう。

吉林省案件では S/W 時の協議議事録にて「中国側は調査を完了するため中国側ローカルコンサルタントの活用には国家計画委員会及び吉林省人民委員会が認可した、独立した中国側コンサルタント・研究機関等に委託することを希望し、これに対し日本側は同意した。」と記載したため、実際の再委託契約にあたっては中国側の同意が必要と解釈され、再委託先の選定に非常に困難を生じた。このためローカルコンサルタントの活用には日本側の選定、承認のみで契約行為をおこなうことを担保する必要がある。

14. 調査の経費負担

調査経費は通常の実施細則に沿った内容で中国側、日本側双方が負担する。

建設部あるいは海城市から財政状況悪化を理由に中国側負担に難色を示すケースが考えられるが、費用の応分負担は先方が自助努力を促すために必要との考えから双方負担とする。この旨建設部、遼寧省ならびに海城市に十分説明する。

15. セミナー／ワークショップ開催

セミナー／ワークショップは海城市、北京で実施する。セミナー資料は中国語で作成する。

共同研究として研究成果を郷村都市化試験的実験県を始めとする中小都市に広く裨益させることが必要。このため、セミナー資料は中国語で作成する。なお遼寧省および海城市からは日本企業の投資促進のため日本でセミナー開催を要請される可能性があるが、本調査は個別の都市に対する投資促進を目的とするものではないため、日本での投資を目的とするためのセミナー等は実施しない。

16. 協議議事録の作成

予備調査で双方が合意した事項等を協議議事録としてとりまとめる。議事録はともに正文である日本語および中国語で作成することとし、内容に疑義が生じた場合には日本語の解釈を正とする。

中国案件では協議議事録は通常、日本語および中国語で作成するがともに正文としている。

17. JICA 事務所、大使館への報告

協議の進捗状況、内容および結果については適宜 JICA 中国事務所、および在北京日本大使館と連絡を取りつつ、調査団において柔軟に対応する。大きな問題が生じた場合、及び最終結果については、外務本省への公電発出を依頼する。

特に我が方調査方針に関し、先方関係機関の了承が得られないときは至急公電発出を依頼し、あわせて JICA 中国事務所を通じて本部とも連絡を行う。

18. 想定問答

(1)建設部が、本案件の C/P とはならず海城市独自で実施するよう要請した場合

我が方の方針を再度説明し、中央政府として中小都市発展に対する考え方、調査過程における郷村都市化試験的実験県 9 都市の情報収集、分析を通じた共同研究、成果品（報告書）の活用、セミナー／ワークショップによる広報効果等を実施できるのは建設部以外にあり得ないことを説明して了承を

得る。

(2) 海城市あるいは遼寧省が、海城市に特化した案件として建設部をC/Pから外すことを要請した場合。

同様の説明をし、建設部の関与が不可欠とする。なお実際のマスタープラン策定にあたっては、9都市のなかから海城市を対象におこなうことを強調する。

(3) 海城市からF/Sを実施するよう要請された場合

中小都市に裨益する共同研究という観点から、海城市固有のプロジェクトに関するF/Sはなじまないことから。ただしプロジェクト外実施に必要な事業化計画（事業手法、資金調達方法等）等については他都市にも共通の問題と考えられるところ、これをおこなうものとする。

(4) M/M 協議および署名を遼寧省でおこない、また署名者は遼寧省あるいは海城市のみとされた場合

我が方の方針を説明の上、今回の予備調査に関しては先方要請と我が方方針のすり合わせおよび調査実施体制等について協議を行い、事前調査（S/W）に先立ちTORの整理を行うところ、要請機関である遼寧省ではなく科学技術部が署名を行うほうが、今後事前調査および本格調査の実施に際してスムーズにすすむものと考えられる。

(5) 共同研究とはどのようなイメージか問われた場合

JICA 開発調査のスキームのひとつであるプロジェクト研究（以下プロ研）のイメージ。調査主体は日本側であるが、中国側 C/P（主として建設部）が調査実施にあたり積極的に関与し、調査過程を通じて日本のノウハウを吸収する（個人ベースの技術移転）とともに、成果品の最大限の活用が図られる。

注：JICAによるプロ研とは？

プロ研の目的は社調部における業務の質の向上と効率的な業務の実施のために開発調査の横断的なテーマについて外部の機関や人材を活用しつつ、そのノウハウを研究成果として取得・蓄積するものである。なおプロ研はアウトプットからノウハウを得るだけでなく、調査の過程でも主体的に関与することでノウハウを得ることができる。

(6)アウトプットはどうか問われた場合

共同研究のアウトプットとして、「中小都市（人口20～100万程度？）を対象とする都市計画策定マニュアル」が策定され、実際に活用して策定した計画例として「海城市マスタープラン」ができる。調査実施に際してはマニュアル策定およびマスタープラン策定がほぼ同時進行となり、調査の過程、検討結果は互いにフィードバックさせることとする。

中国における地域総合開発計画比較

	海南島	江西省九江市	吉林省	遼寧省海城市
要請年月	不明	1989.3	不明	1994.7
要請機関	不明	江西省人民政府	国家計画委員会	遼寧省海城市 その後遼寧省に格上げ
S/W締結	1985.12	1992.3	1996.3	
目標年次	2005	2010	2010	
調査内容	M/P策定	M/P策定	M/P策定+コアプログラム	共同研究による開発モデル作成、海城市のM/P
対象分野	農業 鉱工業 第3次産業（観光） エネルギー 交通管理システム	交通 流通 観光 工業 都市環境 人材育成	総合開発 農業・水産業 産業（エネルギー含む） 観光開発 交通 通信 都市・土地利用 環境	予備調査にて決定
対象地域面積	33,900km ² (全島面積)	699km ² （対象地域） 18,800km ² (市面積)	47,700km ² (対象地域) 187,400km ² (省面積)	58km ² （都市面積） 2,734km ² （市面積）
対象地域人口	598万人	38万人（対象人口） 372万人（市人口）	780万人（対象地域） （うち都市人口461万人） 2,551万人（省人口）	103万人（市人口） 23万人（都市人口）
本格調査期間	1986.3～1988.3 19ヶ月	1992.9～1994.1 17ヶ月	1996.9～1998.3 17ヶ月	1998.12～予定 未定
M/M	153.4M/M	78.1M/M	141.7M/M	未定
予備調査 (C/M)	調査期間	不明	1995.10～30日間	1998.6～13日間
	団員構成	不明	総括（JICA職） 地域開発計画（役務） 開発調査（外務） 調査企画（JICA職） 工業開発計画(JICA専) 運輸・交通計画（役務） 環境（役務）	総括(JICA) 協力政策（外務省） 調査企画（JICA職） 地域計画（文部省） 地域振興計画（JICA）
	署名相手	不明	国家計画委員会国土企画 ・地区経済司副司長	科技部
	署名場所	不明	北京	北京
事前調査 (S/W)	調査期間	不明	1992.3～9日間	1996.3～10日間
	団員構成	不明	総括(JICA専) (JICA専) (JICA専) 調査企画（JICA職）	総括（JICA職） 調査企画（JICA職）
	署名相手	不明	江西省九江市人民政府 副市長	国家計画委員会国土地区 司副司長および吉林省人 民政府計画委員会副主任 （注：M/Mは国家計画 委員会国土地区司副司長 のみ）
署名場所	不明	九江市	北京	未定

中国 郷村都市化実験市（海城市）
総合開発計画調査

（事前調査-S/W-）

対処方針案

国際協力事業団社会開発調査第一課

1. 団員構成および調査日程

団員構成

分野	名前	所属	期間
1 総括	城所 哲夫 Dr.KIDOKORO Tetsuo	東京大学都市工学科助教授 工学博士	98/11/1～11/10
2 協力政策	桜井 博之 Mr.SAKURAI Hiroyuki	外務省経済協力局開発協力課	98/11/1～11/10
3 調査企画	小泉 幸弘 Mr.KOIZUMI Yukihiko	国際協力事業団社会開発調査第一課	98/11/3～11/10
4 地域総合計画	砂子 吉輝 Mr.SUNAGO Yoshihiko	福山コンサルタント	98/11/1～11/14
5 自然条件環境	千田 勝巳 Dr.CHIDA Katsumi	内外エンジニアリング 農学博士	98/11/1～11/14
6 通訳	宮川 美代子 Ms.MIYAGAWA Miyoko	日本国際協力センター	98/11/1～11/14

調査日程

月日	曜日	調査日程	備考
1 11月1日	日	羽田735→(NH147)850関空945(NH947)瀋陽1305	
2 11月2日	月	遼寧省科学技術委員会表敬、S/W協議	
3 11月3日	火	海城市等現地調査	(小泉) 関空945(NH947)瀋陽1305
4 11月4日	水	遼寧省S/WおよびM/M協議	(役務団員 個別調査)
5 11月5日	木	遼寧省S/WおよびM/M協議	(役務団員 個別調査)
6 11月6日	金	S/WおよびM/M署名	
7 11月7日	土	瀋陽市および鞍山市現地調査	
8 11月8日	日	瀋陽1320(CJ6113)北京1430	(砂子、千田、宮川) 海城市→大連
9 11月9日	月	建設部協議、JICA事務所、大使館報告	大連調査、資料収集 大連→海城市
10 11月10日	火	北京1035(UA852)→東京1440	海城市現地調査
11 11月11日	水		海城市現地調査
12 11月12日	木		海城市→瀋陽 瀋陽1320(CJ6113)北京1430
13 11月13日	金		再委託先等情報収集 JICA事務所報告
14 11月14日	土		北京1510(NH906)→東京1920

中国事務所員同行 11/1～3 万 職員

11/4～5 魚屋 職員

2. 調査の目的

中国政府の要請に基づき、建設部が指定する「郷村都市化試験的実験県」の開発モデルとして位置づけられる遼寧省海城市を対象に、瀋陽大連間開発ベルトの開発計画を考慮した総合開発計画を策定することにより、人口の大都市集中を未然に回避しつつ、均衡のとれた国土開発の実現に貢献することを目的とする。

98年10月に開催された第15期中央委員会第三回全体会議（三中全会）にて、「郷鎮企業を育成し、農村地域に小城鎮を發展させる」ことが改めて打ち出されている。本調査はまさに「地方都市振興、大都市への人口流入の抑制」を最終目的として位置付けられており、その必要性ならびに緊急性は高いものと考えられる。

本調査結果を海城市だけではなく中国の中小規模都市に裨益させるような協力が必要。このため海城市を事例としつつも、他の中小都市振興に資する開発モデルを策定することとし、このためにも建設部の協力が必要となってくる。

3. 調査の方針

現状分析に際しては、大都市と地方都市との地域格差の現状把握、分析を行い、人口の大都市流入の生じる構造を把握する。
 地方都市の現状分析として海城市だけでなく他郷村都市化実験市（8都市）の状況も把握する。
 調査結果は海城市だけでなく、他実験市を始めとする地方都市に裨益させることとし、ひいては中国における地域格差是正のための必要な各種施策を提言することとする。この点で地方都市振興だけでなく、中央レベルでの地域振興施策をも提言に含まれる。

本調査の主たる目的を地方中小都市の地域振興に資するな開発モデルの策定とする。現状分析は海城市だけでなく他実験市も対象とする。また中央と地方、大都市と中小都市、都市と農村における地域格差の構造的課題を把握し、関係機関（中央政府、省レベル、市レベル）での取り組みについても把握する。

把握した現状分析に基づき、地方中小都市に共通する問題、課題に対処す

るために広く活用され得る振興モデルを策定し、併せて民活等の事業実施手法等も検討する。地方振興モデルを策定するうえで、具体的ケースとして海城市を選定し、遼寧省、海城市とともに同市の開発計画を策定する。

9都市を始めとする中小都市関係者を対象に、調査の要所要所で海城市等においてワークショップを開催し、計画策定手法を移転するとともに、それら関係者のアイデアを吸収することとする。

4. 本格調査の内容

本調査は、単に海城市の地域総合開発計画を策定するのではなく、中国における地域格差是正に資するための地方都市振興の視点に立ち、地域格差の現状分析、地域格差是正のために中国が実施している諸施策を分析したうえ、海城市をモデルケースとしておこなうこととする。

同方針に沿った、本格調査にて実施する調査項目は以下のとおりである。

フェーズ1：現状分析

- ア) 郷村都市化試験市というコンセプトが必要とされる背景として、中国における地域開発の現状把握を行う。
(産業構造の変化、地域格差の拡大、人口の都市流入)
- イ) 都市開発政策全般と郷村都市化試験市における計画との関係を把握する。
(都市配置、大都市化の抑制、都市圏構想、中小都市の育成、農村の都市化)
- ウ) 他郷村都市化試験市都市の概要把握
(実験都市選定の背景、立地概況、産業特性、圏域設定)
- エ) 郷村都市化試験市都市間の交流の現状
(実験市レベルで直接、建設部の関与)
- オ) 地域開発における計画主体及び計画のヒエラルキーを確認する。
(中央レベル、省レベル、市レベル、鎮レベル)
- カ) 遼寧省における省レベルの既存開発計画の確認
(瀋陽大連開発ベルト計画の位置づけも含む)
- キ) 海城市の開発コンセプト、開発戦略の確認
(産業配置、開発制度)
- ク) 海城市の市レベルでの既存開発計画の確認
(土地利用計画、インフラ整備計画等)
- ケ) 海城市の財政状況の把握

(歳入、優遇税制、公共投資、外資導入等)

コ) 開発法制度

(開発規制、開発誘致、公共負担、民間活力の導入等)

サ) 開発金融

(補助金、低利融資)

フェーズ2：中小規模地方都市開発指針の策定 (M/P の策定)

ア) 開発主要課題の設定

(海城市を具体例に、他郷村都市化実験市の事例も用いる)

イ) 開発シナリオ・代替案の策定

(計画目標設定、評価手法の確立)

ウ) 中小規模地方都市開発モデルの策定

(海城市を具体例として実施)

フェーズ3：優先プロジェクトに関する提言

ア) 優先プロジェクト選定基準の作成

(プロジェクトの優先順位付けの手法)

イ) 優先プロジェクトの選定

(海城市を事例として行う)

ウ) 優先プロジェクトにかかる提言

(事業実施に必要な各種提言)

フェーズ4：総合評価と提言

ア) 地方都市振興政策、施策の提言

(地方都市からの視点だけでなく、中央レベルにおける、地方都市振興に不可欠な提言も含まれる)

イ) 他中小都市に裨益させるための手法の提言

5. 協議機関および S/W,M/M 署名者

主たる C/P は遼寧省および海城市とする。しかし、本調査過程及び調査終了後の他地方都市への裨益の観点から、建設部の協力は不可欠。なお建設部の本案件への協力依頼は日本側から直接おこなうのではなく、遼寧省及び海城市からおこなうこととする。

S/W,M/M 署名者は遼寧省科学技術委員会および海城市人民政府とする。

本案件はもともと海城市から要請のなされた案件であるが、最終的には遼寧省案件として我が国に要請、採択されたという経緯がある。

予備調査の際は、特に海城市は現地調査への同行、各種資料提供等で非常に積極的であり、本案件の実質的な C/P として機能を果たせることと考えられる。また遼寧省についても本案件を単なる一地方都市における案件としてではなく、遼寧省の抱える諸問題に対応するためのモデルケースとして位置付けているなど、本案件に対する実施体制はすぐれているものと判断できた。

一方建設部に関しては、機構改革が予定されていたこともあり、本案件に対して関心はあるものの、協力は得られないこととなった。（建設部村鎮建設司）

その後、新体制により新たに地方都市振興担当となった建設部城郷規則司村鎮規則処担当者とのヒアリングによると、建設部として協力をしたいが、日本側からではなく遼寧省および海城市からの協力要請がほしい、とのことであった。

なお、建設部の関与として 1) 海城市以外の郷村都市化実験市現場視察への協力、2) 郷村都市化実験市選定方針、各都市の資料とデータ収集、3) 本格調査期間中に開催するセミナー広報および出席、を考えている。

6. 事前調査内容

調査目的、対象地域・分野、調査項目、範囲、実施体制等を確認し、我が方の調査方針を先方実施機関である遼寧省、海城市及び建設部と協議し、実施調査に関する S/W 署名・交換を行う。

また、本格調査実施における業務指示書作成に必要なデータ収集をおこなう。

事前調査実施にあたっては以下の点に留意しておこなう。

- (1) 開発調査のスキームについて説明し先方の理解を得る。また、本格調査実

施にあたり先方からの便宜供与について十分確認する。

- (2) 中国における地域格差、大都市への人口流入の実態を把握し、地方都市振興の必要性を明確にすることで、海城市をモデルとする本調査の位置付けを明確にする。
 - (3) 先方 C/P 機関に対するヒアリング及び地方都市（海城）および大都市（瀋陽）の実態を把握するため現地踏査を行い、本格調査の必要性、調査内容、目的及び期待される効果を明確にする。
 - (4) 郷村都市化試験市 9 都市を指定し、地方都市振興を所掌する建設部城郷規則司村鎮規則処にて本調査の目的・主旨を説明し、各都市データ収集等本格調査に際しての協力取り付けをおこなう。
 - (5) 本格調査にあたって必要となる既存資料、データ類の賦存状況と利用可能性を調査し、収集方法を明確にする。
 - (6) 本格調査で求められる成果の項目及び精度を明確にする。
- なお、法制度・行政組織にかかる資料収集、解析はローカルコンサルタントに再委託を行い、12月までに成果品としてとりまとめることとする。

7. 担当事項（主たる業務）

事前調査を効率的に実施するために、各調査団員は現地にて以下の調査を行うとともに、帰国後は事前調査報告書を作成する。

総括	調査全体のとりまとめ、都市計画／地域計画の視点から遼寧省における海城市の位置づけの把握、 本格調査方針の提言、 S/W 署名、調査報告書の執筆
協力政策	援助スキームの説明（特に遼寧省、海城市に対して） 調査報告書の執筆
調査企画	我が方調査方針の説明、S/W 案の作成、 調査報告書の作成
地域総合計画	別途契約に基づく業務の実施
自然条件・環境	別途契約に基づく業務の実施

なお事前調査報告書目次案および担当分野は別紙の通り

8. 報告書作成

報告書は日本語で作成する。

中国側から本調査の報告書を全て中国語でも作成するよう要望されると考

えられる。しかし中国語訳のチェック体制が整っていないこと、翻訳に際し膨大な経費が生じることから原則日本語で作成する。
なお、本件は予備調査の際に説明、先方と合意している。

9. 現地調査用機材

調査用機材は本格調査を実施するコンサルタントが日本から持ち込み、または現地で借り上げることとし、機材調達はおこなわない。

要請書では「ランドクルーザー、コピー、電子計算機、レーザープリンター、ワープロが日本から提供されること」とあるが、過去の案件で車輛等を機材調達し中国に購送したものの、通関の際の免税手続きに非常に時間を要したため十分に活用されなかったことが数件発生している（中国の関税法が改正され、機材持ち込みの際の免税許可を得るためには、当該機材を無償で中国側に提供する旨文書に記載が必要となった、とのこと）。また中国の車輛事情は以前に比べて良好になっており、車輛のレンタルも十分に可能である（予備調査の際に特に海城市については確認する）。このため、要請書の機材をリースまたは現地借り上げとしても問題は発生しないものと考えられる。

本件については予備調査時に我が方の方針を説明、先方も了解している。

10. 本格調査時におけるローカルコンサルタントの再委託

調査の一部はローカルコンサルタントの活用により、再委託で実施することも可とする。
ローカルコンサルタントの再委託については日本側が選定、実施をおこなう。

各種データ収集（郷村都市化実験市等）、海城市における環境調査、簡便な交通調査等の実施にあたってはローカルコンサルタントによる再委託にて実施も可能である。なお再委託は本件受注コンサルタントがローカルコンサルタントと契約を締結して実施することとし、JICA が直接ローカルコンサルタントと契約しておこなうことはしない。

吉林省案件では S/W 時の協議議事録にて「中国側は調査を完了するため中国側ローカルコンサルタントの活用に際しては国家計画委員会及び吉林省人民委員会が認可した、独立した中国側コンサルタント・研究機関等に委託することを希望し、これに対し日本側は同意した。」と記載したため、

実際の再委託契約にあたっては中国側の同意が必要と解釈され、再委託先の選定に非常に困難を生じた。このためローカルコンサルタントの活用の際には日本側の選定、承認のみで契約行為をおこなうことを担保する必要がある。

11. 調査の経費負担

調査経費は通常の実施細則に沿った内容で中国側、日本側双方が負担する。

建設部あるいは海城市から財政状況悪化を理由に中国側負担に難色を示すケースが考えられるが、費用の応分負担は先方が自助努力を促すために必要との考えから双方負担とする。この旨建設部、遼寧省ならびに海城市に十分説明する。

S/W 案参考

12. 本格調査期間

本格調査期間は13ヶ月程度とする。

全体の調査工程はおおよそ以下の通りとする。

調査工程（案）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	← 現状分析			→← M/Pの策定			→← 優先プロジェクト選定/総合評価 →						
国内													
現地													
報告書		△ IC/R						△ IT/R			△ DF/R		△ F/R

セミナー開催

△

△

13. セミナー／ワークショップ開催

本調査結果を海城市だけでなく他郷村都市化試験都市、ひいては中国における地方都市振興に資するため、調査の要所要所でセミナーを行う。

共同研究として研究成果を郷村都市化試験的実験県を始めとする中小都市に広く裨益させることが必要。このため、中小規模地方都市開発指針の策定（M/Pの策定）のタイミングにあわせてセミナーを開催する。

また最終報告書提出時にも別途実施する。

セミナー資料は中国語で作成する。

なお遼寧省および海城市からは日本企業の投資促進のため日本でセミナー開催を要請される可能性があるが、本調査は個別の都市に対する投資促進を目的とするものではないため、日本での投資を目的とするためのセミナー等は実施しない。

14. 協議議事録の作成

事前調査で双方が合意した事項等を協議議事録としてとりまとめる。議事録はともに正文である日本語および中国語で作成することとし、内容に疑義が生じた場合には日本語の解釈を正とする。

中国案件では協議議事録は通常、日本語および中国語で作成するがともに正文としている。

15. JICA 事務所、大使館への報告

協議の進捗状況、内容および結果については適宜 JICA 中国事務所、および在北京日本大使館と連絡を取りつつ、調査団において柔軟に対応する。大きな問題が生じた場合、及び最終結果については、外務本省への公電発出を依頼する。

特に我が方調査方針に関し、先方関係機関の了承が得られないときは至急公電発出を依頼し、あわせて JICA 中国事務所を通じて本部とも連絡を行う。

中華人民共和国
鄉村都市化実験市（海城市）総合開発計画調査
実施細則（案）

日本国国際協力事業団
中華人民共和国遼寧省人民政府科学技術委員会
中華人民共和国遼寧省海城市人民政府

この実施細則は、下記の機関により合意されるものである。

日本国国際協力事業団

中華人民共和国遼寧省人民政府科学技術委員会

中華人民共和国遼寧省海城市人民政府

この実施細則は、下記の者の署名により確認されるものとする。

1998年11月6日

日本国
国際協力事業団
事前調査団長
城所 哲夫

中華人民共和国
遼寧省科学技術委員会
副主任

中華人民共和国
海城市人民政府
副市長

日本国政府は、中華人民共和国政府の提案に基づき、郷村都市化実験市（海城市）総合開発計画調査の実施を決定し、1998年11月6日、郷村都市化実験市（海城市）総合開発計画調査の実施に関する口上書を中華人民共和国政府と交換した。

日本国政府による技術協力の実施機関である国際協力事業団は、日本国において施行されている法律及び規則に従い本調査を実施する。

遼寧省人民政府科学技術委員会及び海城市人民政府は、中華人民共和国政府の本調査に関する担当機関として、中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い中華人民共和国関係機関の調整を行うとともに、国際協力事業団が派遣する調査団と協力して本調査の円滑な実施をはかる。

1998年11月6日、日本国政府が中華人民共和国政府に発した口上書5.及び中華人民共和国政府の口上書による回答に基づき、日本国国際協力事業団と中華人民共和国遼寧省人民政府科学技術委員会は、協力の内容、範囲及び調査日程並びに協力を進めるに当たって両国政府がとるべき措置等の詳細について、本実施細則を定めた。

1. 協力の内容及び範囲

- (1) 中国の中小都市問題に対処するため、海城市をモデルとして瀋陽—大連間開発ベルトの開発計画をも考慮した、2010年を目標年次とした総合開発計画を策定する。また、総合開発計画に含まれる優先プロジェクトを提言する。
- (2) 調査対象地域は海城市全域（2734km²）とする。ただし瀋陽から大連までの開発ベルトの開発計画を考慮する。
- (3) 日本側は、本調査の期間中、調査に参画する中国側専門家に対し現地調査業務を通じ技術移転を行う。技術移転はセミナー開催等を通じて、他の郷村都市化実験モデル都市にも裨益させることとする。

2. 調査の内容

(1) 現状分析

- ア) 郷村都市化試験市というコンセプトが必要とされる背景として、中国における地域開発の現状把握
- イ) 都市開発政策全般と郷村都市化試験市における計画との関係把握
- ウ) 他郷村都市化試験市都市の概要把握
- エ) 郷村都市化試験市都市間交流の現状把握
- オ) 地域開発における計画主体及び計画のヒエラルキーの確認
- カ) 遼寧省における省レベルの既存開発計画の分析
- キ) 海城市の開発コンセプト、開発戦略の把握、分析
- ク) 海城市の市レベルでの既存開発計画の把握

- ケ) 海城市の財政状況の把握、分析
- コ) 開発法制度の把握、分析
- サ) 開発金融の把握、分析

(2) 中小規模地方都市開発指針の策定

- ア) 開発主要課題の設定
- イ) 開発シナリオ・代替案の策定
- ウ) 中小規模地方都市開発モデルの策定

(3) 優先プロジェクトに関する提言

- ア) 優先プロジェクト選定基準の作成
- イ) 優先プロジェクトの選定
- ウ) 優先プロジェクトにかかる提言

(4) 総合評価と提言

- ア) 地方都市振興政策、施策の提言
- イ) 他中小都市に裨益させるための手法の提言

3. 調査期間及び工程

別表1のとおり概ね13カ月間とする。

4. 報告書

国際協力事業団は、下記の報告書（日本語）を作成し、遼寧省人民政府に提出する。

(1) 着手報告書（10部）

調査実施計画と実施工程を内容とするもので、現地調査の開始時点に提出する。

(2) 中間報告書（20部）

現状分析結果及び中小規模地方都市開発指針の策定を内容とするもので、調査開始後8カ月以内に提出する。

(3) 最終報告書（案）（20部）

調査開始後11カ月以内に提出する。遼寧省人民政府は本報告書（案）を受理後、2カ月以内に本報告書（案）に対する意見を国際協力事業団に提出する。

(4) 最終報告書（30部）

最終報告書（案）に対する意見を受けた後、提出する。

5. 中国側がとるべき措置

現地調査を円滑に実施するために、中国側は中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い以下の措置をとる。

- (1) 中国側専門家、事務職員及び作業員等の提供及びそれに係るすべての経費負担
- (2) 現地調査を実施するに当たって別表2「現地調査に関する業務分担」の中国側が分担する業務の実施及びそれに係る経費負担
- (3) 現地調査に必要な作業所及び机、椅子等備品の無償提供及び宿舍のあっせん（ただし、調査サイトにおいて通常の方法で借上げが困難な場合は宿舍の無償提供）
- (4) 現地調査のために必要な通訳の無償提供
- (5) 現地調査のために必要な航空機、鉄道、車両及び船艇等の手配（ただし、通常の方法で借上げが困難な車両及び船艇等については運転手等を含め無償提供）
- (6) 現地調査のために必要な中国国内間電話設備の提供及びそれに係る経費負担
- (7) 現地調査に必要な諸許可の手続きの実施
- (8) 調査のために必要な資料及び情報の提供
- (9) 調査のために必要な資料の中国から日本への移送許可
- (10) 現地調査期間中、調査団員に病気、怪我が発生した場合の病院の手配
- (11) 現地調査期間中の調査団員の安全の確保
- (12) 日本から持ち込む資機材の中国国内輸送費の負担
- (13) 日本から持ち込む資機材の輸入及び再輸出に必要な手続き
- (14) その他軽微な資機材等一部経費の負担

6. 日本側がとるべき措置

日本側は、調査に当たって以下の措置をとる。

- (1) 日本側調査団員の技術費、渡航費、現地調査期間中の食費、旅費及び医療費等の経費負担（上記5. (3), (5) の中国側は負担する場合を除く。）
- (2) 現地調査の実施に当たって別表2「現地調査に関する業務分担」の日本側が分担する業務の実施及びそれに係る経費の負担
- (3) 日本から持ち込む資機材の日本から中国の港までの往復輸送費の負担
- (4) 上記4. の報告書の作成

7. 本実施細則に定めていない事項については、本調査期間中両者協議して定めるものとする。

別表 1

調査工程 (案)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
国内	≡ ≡ ≡												≡ ≡ ≡
現地		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
報告書		△ IC/R						△ IT/R			△ DF/R		△ F/R